

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)
交付規程

令和2年6月26日 EIC第20626002号
一般財団法人環境イノベーション情報機構制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)交付要綱(令和2年6月9日付け環地温発第2006099号。以下「交付要綱」という。)及びサプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業実施要領(令和2年6月9日付け環地温発第20060910号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「機構」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合につい

ても代表事業者がその責を負うものとする。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、

当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつ

でも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

- 九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産にサプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならな

い。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には機構が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 機構は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は機構は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要

に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 機構は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を機構へ提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

- 第14条 機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 機構は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 削除

（事業報告書の提出）

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、

様式第15にて事業報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月26日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業	①令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の対象となる施設（これに準ずる施設を含む。）に対して、オンサイトPPAモデルにより自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業 ※補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること	事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	・太陽光発電設備定額(6万円/kW)及び設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額 ・蓄電池（産業用）定額(3万円/kW)及び設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。

	<p>②令和2年度補正予算サブライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）において、当該施設の設置者が、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備 定額(5万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用） 定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	--	--	--	--

	<p>③令和2年度補正予算サブライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）に対して、ファイナンスリースにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金相当分がリース料金から控除されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備 定額(5万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用） 定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	--	--	--	--

	<p>④令和2年度補正予算サブライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅に対して、オンサイトPPAモデルにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備 定額(5万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用） 定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額 又は ・蓄電池（住宅用） ※ 定額(2万円/kWh)及び 設置工事費相当額 定額(10万円)を合算した額</p> <p>※住宅用： 4,800Ah・セル未 満かつ蓄電容量 kWh/定格出力kW =2.0以上。以下、 同じ。</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	---	--	--	--

	<p>⑤令和2年度補正予算サブライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅（戸建て住宅、公共施設等を除く。）において、当該施設の設置者が、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備 定額(4万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円) を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用） 定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円) を合算した額</p> <p>又は</p> <p>・蓄電池（住宅用） 定額(2万円/kWh)及び 設置工事費相当額 定額(10万円) を合算した額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	---	--	--	--

	<p>⑥令和2年度補正予算サブライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅（戸建て住宅、公共施設等を除く。）に対して、リースにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金相当分がリース料金から控除されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備 定額(4万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円) を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用） 定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額 定額(10万円) を合算した額</p> <p>又は</p> <p>・蓄電池（住宅用） 定額(2万円/kWh)及び 設置工事費相当額 定額(10万円) を合算した額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	---	--	--	--

※本事業において「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、</p>

		一般管理費	<p>通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、</p>

			<p>使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="512 465 1369 656"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

補助対象経費の区分	要 件	補助対象施設
<p>①令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。） に対して、オンサイトPPAモデルにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設又はこれに準ずる施設であること ・オンサイトPPAモデルにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入すること ・補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること ・太陽電池出力が10kW以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設であり、同補助金の交付決定を受けた施設 ・これに準ずる施設 <ol style="list-style-type: none"> 1 工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる製造業又は情報通信業の用に供される施設 又は 2 物流施設 日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業又は小売業の用に供される倉庫又は配送センターであって、投資計画（上記1もしくは2に掲げる対象施設の新増設又は対象施設における設備増強に係る計画）について、令和2年4月7日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと
<p>②令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設又はこれに準ずる施設であること ・停電時にも必要な電力を供給でき 	<p>同上</p>

<p>において、当該施設の設置者が、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<p>る機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池出力が10kW以上であること 	
<p>③令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）に対して、ファイナンスリースにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設又はこれに準ずる施設であること ・停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入すること ・太陽電池出力が10kW以上であること ・補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること 	<p>同上</p>
<p>④令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅に対して、オンサイトPPAモデルにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンサイトPPAモデルにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入すること ・戸建て住宅を除き、太陽電池出力が10kW以上であること ・補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用施設、産業用施設、公共施設、戸建て住宅等
<p>⑤令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅（戸建て住宅、公共施設等を除く。）において、当該施設の設置者が、停電時にも必要な電力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入すること ・太陽電池出力が10kW以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用施設、産業用施設等

<p>を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>		
<p>⑥令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅（戸建て住宅、公共施設等を除く。）に対して、ファイナンスリースにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入すること ・太陽電池出力が10kW以上であること ・補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用施設、産業用施設等

上記の要件・補助対象施設を満たした上で、次の（１）～（３）の全てに該当していること

- （１）平時において導入施設で一定割合を自家消費することが可能で、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入すること
- （２）本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること
- （３）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- （１）民間企業
- （２）その他環境大臣の承認を経て機構が認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること

5 その他

(1) フランチャイズ加盟店等における太陽光発電設備等の使用の中断について

フランチャイズ加盟店等（以下、「店舗等」という。）において、店舗等の廃止又は改装に伴い補助事業により導入された設備の使用を中断する場合には、使用再開見込みのないまま設備が保管され続けることのないよう、店舗等の廃止又は改装から6か月を目安に、補助事業者は使用の再開の見込みの時期及び店舗等、並びに再開までの適切な管理等に関する計画について機構に報告を行うこと

(2) 太陽光発電設備等の移転について

補助事業により導入した設備の移転にあたり、次の要件を全て満たす場合に限り、補助目的に反する「転用」にあらず、財産処分の手続きを要しないものとする。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は事前に機構に報告を行うこと

- ①店舗等の廃止又は改装に伴う代替店舗等への移転であること
- ②補助事業者に変更がないこと
- ③補助対象設備の移転に伴う使用の中断の後、可及的速やかに使用が再開される、又は（1）の計画について報告がなされるものであること

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第11 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費内訳

様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第14 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第15 事業報告書（第16条関係）

様式第1 (第5条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)
交付申請書

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 年 月 日

5 その他参考資料

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること
- 2 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙 1

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への
 転換支援事業 実施計画書

<p>事業名 <small>*事業内容を表した 固有の名称とすること</small></p>					
<p>事業実施の団体名 <small>*共同事業者がいるときは 代表事業者を記入すること</small></p>					
<p>事業実施の担当者</p>	<p>代表者 <small>*応募申請書の申請者名（代表者名）を記入すること</small></p>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
	<p>担当者 <small>*事業実施の代表者と同じ法人の所属であること（社外コンサルタント等は不可）</small></p>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
<p>事業の主たる実施場所 <small>*実際に補助事業を行う場所（施設名・住所）を記入し、 図面を添付すること</small></p>	<p>施設名： 住 所：</p>				
<p>共同事業者</p>	<p>責任者</p>				
	団体等の 名称	氏名	役職名	電話番号 FAX 番号	電子メール アドレス

< 1. 事業の目的 >

【目的】

*新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、企業等が国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、RE100の推進や防災に資する自家消費型太陽光発電設備等を導入する事業であり、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、停電時にも電力供給等の機能が発揮できるようになり、停電時の事業継続性の向上に寄与する太陽光発電設備等の導入の意義や補助対象事業をもとにした今後の発展が期待できるかを記入すること

< 2. 事業の内容 >

【設備の導入に関する事項】

①概要

*導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を記入し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、停電時にも電力供給等の機能が発揮でき、停電時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記入すること

*補助対象となる設備は数量・能力（容量）を漏れなく記入すること（経費内訳と整合していること）

*対象設備の要件を満たす設備であることを明示すること

*「別添1 導入量算出表」を活用し、設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを示すこと

②平時及び停電時における役割

本補助金の交付を受けて導入する設備等については、平時において導入施設で一定割合を自家消費することが可能で、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等とします。

（内容を確認の上、チェック欄にレ点でチェックを入れること）

（イ）平時の役割

*平時における温室効果ガス排出抑制効果、平時の用途、副次的効果等を記入すること

*継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記入すること

（ロ）停電時の役割

*停電時における施設等の果たす役割・機能について記入し、「別添1 導入量算出表」とあわせて停電時の役割・機能を示すこと

③事業実施場所の地図

*事業の実施場所が分かるように、地図の画像を添付するなどすること（縮尺を明示すること）

④補助対象設備による電力の使途

*設備導入により発生する電力について、供給先の電力の使途、一日当たりの電力使用量、及び一日または季節的な電力使用量の変化等について記入すること

*その際、電力需給バランス等を示し、設備の導入が適していることや対象事業で導入する設備の発電・蓄電能力が過大でないことを示すこと

【補助対象設備の設置に係る耐震安全性等】（複数選択可）

本補助金の交付を受けて導入する設備等については、次の基準に基づき、評価・施工を実施します。

『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（監修：独立行政法人建築研究所）

『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』

その他：_____

【設備の導入実績】（該当するいずれかのチェック欄にレ点でチェックを入れること）

当該施設で補助対象設備を初めて導入する

当該施設で補助対象設備を導入したことがある

< 3. 事業効果 >

【事業による直接効果（CO2削減効果、ランニングコスト削減額）】

「別添2 CO2削減量等計算表」のとおり

*事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果を記載すること

*安全率を見込むなどして、確実に効果を発揮できる削減量を算出すること

*CO2削減効果は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」

（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）を参照するなどして適切に算出すること

*ランニングコスト削減額は電力料金等の削減額と新たに導入した設備のメンテナンスコスト等を合算すること

【事業完了後の設備の維持管理体制及びCO2削減効果計測方法】

*事業完了日の属する年度の終了後3年間、環境大臣に対してCO2削減効果等に関する報告する必要がある。事業完了後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果の計測方法を具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付すること

*CO2削減効果の算定は、原則として推計値ではなく実測値で行うこと

【確認事項】

□事業開始後に上記のCO2削減効果の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。
(CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可)

< 4. 事業の普及性 >

*事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)
*当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策(他施設などへの水平展開等)について、具体的に記入すること

< 5. 事業の実施体制 >

【事業の実施スケジュール】

「事業の実施スケジュール」のとおり

*事業の完了(支払まで)が令和3年2月26日であることを留意すること

【事業の実施体制】

「事業の実施体制表」のとおり

*設計・監理・工事のそれぞれについて、契約方式(予定可)を記入のうえ、補助対象経費で実施する部分を赤枠で囲うこと

【資金計画】

「資金計画表」のとおり

*当該事業を遂行するために必要な経費で補助対象外となる経費も含む額(総事業費)を支払うための資金の調達額・調達先(予定を含む。)を記入すること

*税抜金額を記入すること

< 6. 事業実施に関連する事項 >

【他の補助金との関係】

(該当する項目のチェック欄にレ点でチェックを入れること。本補助金の交付を受ける際に他の補助金の交付を辞退していただくことが必要となる場合がある)

□当該補助金以外の国の補助金等に応募している、又は応募を予定している
応募している、又は応募を予定している補助金の名称：

<input type="checkbox"/> 該当なし
<p>【固定価格買取制度】（内容を確認の上、チェック欄にレ点でチェックを入れること）</p> <input type="checkbox"/> 本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。
<p>【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】 （該当する項目のチェック欄にレ点でチェックを入れること）</p> <input type="checkbox"/> 事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要である 調整の進捗状況： <p style="color: red;">*系統連携に係る電力会社との調整、蓄電池の設置に係る消防署への届出など</p> <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>【環境等への影響に関する事項】（内容を確認の上、チェック欄にレ点でチェックを入れること）</p> <input type="checkbox"/> 事業実施により発生の恐れがある環境問題等に対策を講じ、問題が起こらないようにします。 対策の内容： <p style="color: red;">*「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月31日 環境省）</p> <p style="color: blue;">https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf を参照のこと</p> <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>【「RE100」の推進状況】</p> <input type="checkbox"/> 補助金の代表申請者が「RE100」に加盟している <p style="color: red;">※該当する場合、加盟していることが確認できる資料を添付すること</p> <p style="color: blue;">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/intr_trends.html#no09</p> <p>具体的な実施状況：</p>

注1 注意書き（*の赤字部分）は削除して、提出すること

注2 記載欄が足りない場合は、適宜行を追加すること

注3 代理・代行申請は受付けない。

注4 本事業の内容について、環境省が説明会等で活用する場合がある。

B. 本補助事業で導入する蓄電池の容量等

蓄電池の蓄電容量
※(く)の範囲内とすること (た) kWh

蓄電池の定格容量
※入力した数値を確認できる仕様書を添付すること (ち) Ah・セル

蓄電池の定格出力
※入力した数値を確認できる仕様書を添付すること (つ) kW

蓄電池の蓄電容量÷定格出力
※(て) = (た) ÷ (つ) (て)

蓄電池の区分

蓄電池の保証年数

同施設に導入済みの自家発電設備の出力
※自家発電設備が無い場合は"0"と記入すること (と) kW

常時備蓄している自家発電設備用燃料
※自家発電設備が無い場合は"0"と記入すること (な) L

備考:

本補助金で導入する蓄電池は当該施設で使用できるように固定して設置し、
災害時に転倒・浸水等により破損しないように必要な固定措置を講じる

原則として、系統からの充電は行わず、太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電
するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした蓄電池設備である

パワーコンディショナー(PCS)一体型の蓄電池かどうか

項目	メーカー名、仕様等	合計金額(消費税抜き)
蓄電池本体	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円
蓄電池収納箱	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円
合計 (に)		0 円

※「C-2 経費内訳表」に基づき、記入すること

【住宅用の場合】蓄電容量1kWhあたりのシステム費
【PCS一体型でない】(ぬ) = (に) ÷ (た)
【PCS一体型である】(ぬ) = ((に) - (そ) × 1万円) ÷ (た) (ぬ) 円/kWh

【産業用の場合】定格出力1kWあたりのシステム費
【PCS一体型でない】(ね) = (に) ÷ (つ)
【PCS一体型である】(ね) = ((に) - (そ) × 1万円) ÷ (つ) (ね) 円/kW

		目標価格(蓄電システム費)	機器ごとの保証年数に応じて設定した目標価格以下のシステム費であるか
住宅用	保証年数10年	蓄電容量1kWhあたり9万円	
	保証年数11年	蓄電容量1kWhあたり9.9万円	
	保証年数12年	蓄電容量1kWhあたり10.8万円	
	保証年数13年	蓄電容量1kWhあたり11.7万円	
	保証年数14年	蓄電容量1kWhあたり12.6万円	
	保証年数15年以上	蓄電容量1kWhあたり13.5万円	
産業用	蓄電容量3.0kWh未満 定格出力1MW未満	定格出力1kWあたり22.0万円	
	蓄電容量3.0kWh未満 定格出力1MW以上	定格出力1kWあたり19.0万円	
	蓄電容量3.0kWh以上 定格出力1MW未満	定格出力1kWあたり22.0万円	
	蓄電容量3.0kWh以上 定格出力1MW以上	定格出力1kWあたり22.0万円	
判定			×

蓄電池の登録要件【住宅用の場合のみ選択すること】

項目	登録要件	確認欄
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること ※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること	
②性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること	
③蓄電池部安全基準	○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正) 設置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること	
④蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正) 設置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること	
⑥保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の両方が10年以上の蓄電システムであること ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	
判定		

備考:

※本補助金で蓄電池を導入しない場合は、上記の網掛け部分は空欄とすること

別添2 CO2削減量等計算表

施設名:



導入設備の名称	設備	
	備考	
法定耐用年数		年 (A)
補助対象経費(税抜)		円 (B)
基準年度の年間CO2排出量	0.00	t-CO2/年=施設全体の年間使用電力量 ×商用電力の排出係数(代替値) 0.488t-CO2/kWh ※R2.1.7環境省・経済産業省公表 (C)
導入後の年間CO2排出量	0.00	t-CO2/年 (C-F) (D)
安全率		※考え方を記入すること (E)
年間CO2削減量	0.00	t-CO2/年=年間推定発電量×安全率(E) ×商用電力の排出係数(代替値) 0.488t-CO2/kWh (F)
年間CO2削減率		% (F/C×100) (G)
累計CO2削減量		t-CO2 (A×F) (H)
費用効率性		円/t-CO2 (B/H) (I)
年間ランニングコスト削減額		円/年 ※金額の根拠資料を添付すること (J)

(注) 欄が足りない場合は適宜追加すること

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素
社会への転換支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書
類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従いま
す。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
(注) 具体的に記載する。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す
ること

- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載すること

- 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること

様式第3（第7条関係）

番 号

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付規程（令和2年6月26日 EIC 第20626002号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付要綱（令和2年6月9日付け環地温発第2006099号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）実施要領（令和2年6月9日付け環地温発第20060910号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から

15日以内とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条関係）

番 号

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付規程（令和2年6月26日 EIC 第20626002号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付要綱（令和2年6月9日付け環地温発第2006099号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）実施要領（令和2年6月9日付け環地温発第20060910号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭
素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた
脱炭素社会への転換支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定
により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従い
ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す
ること

2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載し

て添付すること

- 3 経費の配分を変更する場合には、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和2年度二酸化
炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏ま
えた脱炭素社会への転換支援事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申
請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す
ること

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記
載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）
時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）の遅延について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支
援事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す
ること
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付す
ること

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）の遂行状況について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事
業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転
換支援事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業)について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助
金(サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)
交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す
ること

- 2 別紙として積算の内容を添付すること

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）取得財産等管理台帳
（令和2年度）

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること

様式第11 (第11条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業) を完了 (中止・廃止) しましたので、令和2年度二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業) 交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付資料
(1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真 (工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料 (領収書等含む。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること

別紙 1

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への
転換支援事業 実施報告書

<p>事業名 *事業内容を表した 固有の名称とすること</p>					
<p>事業実施の団体名 *共同事業者がいるときは 代表事業者を記入すること</p>					
<p>事業実施の担当者</p>	<p>代表者 *応募申請書の申請者名（代表者名）を記入すること</p>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
	<p>担当者 *事業実施の代表者と同じ法人の所属であること（社外コンサルタント等は不可）</p>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
<p>事業の主たる実施場所 *実際に補助事業を行う場所(施設名・住所)を記入し、 図面を添付すること</p>	<p>施設名： 住 所：</p>				
<p>共同事業者</p>	<p>責任者</p>				
	<p>団体等の 名称</p>	氏名	役職名	<p>電話番号 FAX 番号</p>	<p>電子メール アドレス</p>

< 1. 事業の目的 >

【目的】

*新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、企業等が国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、RE100の推進や防災に資する自家消費型太陽光発電設備等を導入する事業であり、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、停電時にも電力供給等の機能が発揮できるようになり、停電時の事業継続性の向上に寄与する太陽光発電設備等の導入の意義や補助対象事業をもとにした今後の発展が期待できるかを記入すること

< 2. 事業の内容 >

【設備の導入に関する事項】

①概要

*導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を記入し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、停電時にも電力供給等の機能が発揮でき、停電時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記入すること

*補助対象となる設備は数量・能力（容量）を漏れなく記入すること（経費内訳と整合していること）

*対象設備の要件を満たす設備であることを明示すること

*「別添1 導入量算出表」を活用し、設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを示すこと

②平時及び停電時における役割

本補助金の交付を受けて導入する設備等については、平時において導入施設で一定割合を自家消費することが可能で、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等となっている。

（内容を確認の上、チェック欄にレ点でチェックを入れること）

（イ）平時の役割

*平時における温室効果ガス排出抑制効果、平時の用途、副次的効果等を記入すること

*継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記入すること

（ロ）停電時の役割

*停電時における施設等の果たす役割・機能について記入し、「別添1 導入量算出表」とあわせて停電時の役割・機能を示すこと

③事業実施場所の地図

*事業の実施場所が分かるように、地図の画像を添付するなどすること（縮尺を明示すること）

④補助対象設備による電力の使途

*設備導入により発生する電力について、供給先の電力の使途、一日当たりの電力使用量、及び一日または季節的な電力使用量の変化等について記入すること

*その際、電力需給バランス等を示し、設備の導入が適していることや対象事業で導入する設備の発電・蓄電能力が過大でないことを示すこと

【補助対象設備の設置に係る耐震安全性等】（複数選択可）

本補助金の交付を受けて導入する設備等については、次の基準に基づき、評価・施工を実施した。

『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（監修：独立行政法人建築研究所）

『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』

その他：_____

【設備の導入実績】（該当するいずれかのチェック欄にレ点でチェックを入れること）

当該施設で補助対象設備を初めて導入する

当該施設で補助対象設備を導入したことがある

< 3. 事業効果 >

【事業による直接効果（CO2削減効果、ランニングコスト削減額）】

「別添2 CO2削減量等計算表」のとおり

*事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果を記載すること

*安全率を見込むなどして、確実に効果を発揮できる削減量を算出すること

*CO2削減効果は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」

（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）を参照するなどして適切に算出すること

*ランニングコスト削減額は電力料金等の削減額と新たに導入した設備のメンテナンスコスト等を合算すること

【事業完了後の設備の維持管理体制及びCO2削減効果計測方法】

*事業完了日の属する年度の終了後3年間、環境大臣に対してCO2削減効果等に関する報告する必要がある。事業完了後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果の計測方法を具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付すること

*CO2削減効果の算定は、原則として推計値ではなく実測値で行うこと

【確認事項】

- 事業開始後に上記のCO2削減効果の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要がある生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本報告書を提出します。
(CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可)

< 4. 事業の普及性 >

- *事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)
- *当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策（他施設などへの水平展開等）について、具体的に記入すること

< 5. 事業の実施体制 >

【事業の実施スケジュール】

「事業の実施スケジュール」のとおり

- *事業の完了(支払まで)が令和3年2月26日であることに留意すること

【事業の実施体制】

「事業の実施体制表」のとおり

- *設計・監理・工事のそれぞれについて、契約方式(予定可)を記入のうえ、補助対象経費で実施する部分を赤枠で囲うこと

【資金計画】

「資金計画表」のとおり

- *当該事業を遂行するために必要な経費で補助対象外となる経費も含む額(総事業費)を支払うための資金の調達額・調達先(予定を含む。)を記入すること
- *税抜金額を記入すること

< 6. 事業実施に関連する事項 >

【他の補助金との関係】

(該当する項目のチェック欄にレ点でチェックを入れること。本補助金の交付を受ける際に他の補助金の交付を辞退していただくことが必要となる場合がある)

- 当該補助金以外の国の補助金等に応募している、又は応募を予定している

<p>応募している、又は応募を予定している補助金の名称：</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>
<p>【固定価格買取制度】（内容を確認の上、チェック欄にレ点でチェックを入れること）</p> <p><input type="checkbox"/>本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。</p>
<p>【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】 （該当する項目のチェック欄にレ点でチェックを入れること）</p> <p><input type="checkbox"/>事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要である 調整の進捗状況：</p> <p style="color: red;">*系統連携に係る電力会社との調整、蓄電池の設置に係る消防署への届出など</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>
<p>【環境等への影響に関する事項】（内容を確認の上、チェック欄にレ点でチェックを入れること）</p> <p><input type="checkbox"/>事業実施により発生の恐れがある環境問題等に対策を講じ、問題が起こらないようにします。 対策の内容：</p> <p style="color: red;">*「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月31日 環境省）</p> <p>https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf を参照のこと</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>
<p>【「RE100」の推進状況】</p> <p><input type="checkbox"/>補助金の代表申請者が「RE100」に加盟している</p> <p style="color: red;">※該当する場合、加盟していることが確認できる資料を添付すること</p> <p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/intr_trends.html#no09</p> <p>具体的な実施状況：</p>

注1 注意書き（*の赤字部分）は削除して、提出すること

注2 記載欄が足りない場合は、適宜行を追加すること

注3 代理・代行申請は受付けない。

注4 本事業の内容について、環境省が説明会等で活用する場合がある。

注5 交付申請時の実施計画書に添付した書類に変更がある場合、本報告書に変更後の書類を添付すること

B. 本補助事業で導入する蓄電池の容量等

蓄電池の蓄電容量
※(く)の範囲内とすること (た) kWh

蓄電池の定格容量
※入力した数値を確認できる仕様書を添付すること (ち) Ah・セル

蓄電池の定格出力
※入力した数値を確認できる仕様書を添付すること (つ) kW

蓄電池の蓄電容量÷定格出力
※(て) = (た) ÷ (つ) (て)

蓄電池の区分

蓄電池の保証年数

同施設に導入済みの自家発電設備の出力
※自家発電設備が無い場合は"0"と記入すること (と) kW

常時備蓄している自家発電設備用燃料
※自家発電設備が無い場合は"0"と記入すること (な) L

備考:

本補助金で導入する蓄電池は当該施設で使用できるように固定して設置し、災害時に転倒・浸水等により破損しないように必要な固定措置を講じる

原則として、系統からの充電は行わず、太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした蓄電池設備である

パワーコンディショナー(PCS)一体型の蓄電池かどうか

項目	メーカー名、仕様等	合計金額(消費税抜き)
蓄電池本体	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円
蓄電池収納箱	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円
合計 (に)		0 円

※「C-2 経費内訳表」に基づき、記入すること

【住宅用の場合】蓄電容量1kWhあたりのシステム費
【PCS一体型でない】(ぬ) = (に) ÷ (た)
【PCS一体型である】(ぬ) = ((に) - (そ) × 1万円) ÷ (た) (ぬ) 円/kWh

【産業用の場合】定格出力1kWあたりのシステム費
【PCS一体型でない】(ね) = (に) ÷ (つ)
【PCS一体型である】(ね) = ((に) - (そ) × 1万円) ÷ (つ) (ね) 円/kW

		目標価格(蓄電システム費)	機器ごとの保証年数に応じて設定した目標価格以下のシステム費であるか
住宅用	保証年数10年	蓄電容量1kWhあたり9万円	
	保証年数11年	蓄電容量1kWhあたり9.9万円	
	保証年数12年	蓄電容量1kWhあたり10.8万円	
	保証年数13年	蓄電容量1kWhあたり11.7万円	
	保証年数14年	蓄電容量1kWhあたり12.6万円	
	保証年数15年以上	蓄電容量1kWhあたり13.5万円	
産業用	蓄電容量3.0kWh未満 定格出力1MW未満	定格出力1kWあたり22.0万円	
	蓄電容量3.0kWh未満 定格出力1MW以上	定格出力1kWあたり19.0万円	
	蓄電容量3.0kWh以上 定格出力1MW未満	定格出力1kWあたり22.0万円	
	蓄電容量3.0kWh以上 定格出力1MW以上	定格出力1kWあたり22.0万円	
判定			×

蓄電池の登録要件【住宅用の場合のみ選択すること】

項目	登録要件	確認欄
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること ※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること	
②性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること	
③蓄電池部安全基準	○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正) 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること	
④蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正) 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること	
⑥保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	
判定		

備考:

※本補助金で蓄電池を導入しない場合は、上記の網掛け部分は空欄とすること

(注) 実施計画書(交付申請時)から変更がある場合は、朱書きにするなどして分かりやすく記入すること

別添2 CO2削減量等計算表

施設名:



導入設備の名称	設備	
	備考	
法定耐用年数		年 (A)
補助対象経費(税抜)		円 (B)
基準年度の年間CO2排出量	0.00	t-CO2/年=施設全体の年間使用電力量 ×商用電力の排出係数(代替値) 0.488t-CO2/kWh ※R2.1.7環境省・経済産業省公表 (C)
導入後の年間CO2排出量	0.00	t-CO2/年 (C-F) (D)
安全率		(E) ※考え方を記入すること
年間CO2削減量	0.00	t-CO2/年=年間推定発電量×安全率(E) ×商用電力の排出係数(代替値) 0.488t-CO2/kWh (F)
年間CO2削減率		% (F/C×100) (G)
累計CO2削減量		t-CO2 (A×F) (H)
費用効率性		円/t-CO2 (B/H) (I)
年間ランニングコスト削減額		円/年 ※金額の根拠資料を添付すること (J)

(注) 欄が足りない場合は適宜追加すること

(注) 実施計画書(交付申請時)から変更がある場合は、朱書きにするなどして分かりやすく記入すること

様式第12（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）の令和2年度における実績について、令和2年度二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
 - 2 補助事業の実施状況
- * 交付規程第8条第五号の規定に基づき機構の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。
- 3 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

別紙

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）交付規程（令和2年6月26日 EIC 第20626002号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14 (第13条関係)

番 年 月 日 号

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業)
精算 (概算) 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定 (交付決定) の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業) の精算払 (概算払) を受けたいため、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業) 交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位: 円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位: 円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること

様式第15 (第16条関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の
国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱
炭素社会への転換支援事業）について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助
金（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）
交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
 - (1) 年度二酸化炭素排出削減量（実績）
 - (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告
すること